

情報最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



介護保険施設サービスの利用者負担が見直されます

介護保険法の改正によって平成17年10月1日から、これまで保険給付の対象となっていた介護保険施設サービスの居住費・食費が、原則として全額自己負担となります。

■対象となるサービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- ショートステイ

※介護保険法改正後の負担金額については、入所施設へお問い合わせください。

■市民税非課税世帯の方へ負担を軽減するため、市民

税非課税世帯の方には、居住費・食費が一定額を超えた場合の減額制度があります。

市へ申請することで、「特定施設入所者介護サービス費」として保険給付が受けられます。詳しくは、次の担当課へお問い合わせください。

■問合せ

- 市庁舎別館高齢介護課
介護認定給付係

（内線2348）

- 東予総合支所保健介護課

- 介護保険係（内線6201）

- 丹原総合支所保健福祉課

- 高齢介護係（内線281）

- 小松総合支所保健福祉課

- 高齢介護係（内線123）

9月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

9月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を

行います。

■新規登録者

昭和60年9月2日以前に生まれた日本国民で、平成17年6月1日までに西条市の住民基本台帳に記録もしくは同日までに転入の届け出をした人で、引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている人。

■縦覧期間

9月3日（土）～7日（水）

8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館2階
市選挙管理委員会事務局

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿への掲載申請

毎年9月1日現在で、愛媛海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を作成しています。漁業者の皆さんは、もれなく掲載申請をしてください。

■掲載資格者

西条市に住所があり、昭和60年12月6日以前に生まれた方で、1年に90日以上、漁業を営む方や、漁業に従事している方など

■申請期限 9月5日（月）

■申請方法

次の所に申請書がありますので、必要事項を記入して提出してください。

■提出先・問合せ

- ひうち・西条・禎瑞・吉井・壬生川・多賀・河原津の各漁業協同組合
- 市庁舎別館市選挙管理委員会事務局（内線5622）
- 東予総合支所市選挙管理委員会東予分室（内線551）

9月の市税ぐよみ

20日 市県民税第2期分および国民健康保険税第2期分の督促状の発送

30日 固定資産税第3期分および国民健康保険税第3期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

市税の納付は口座振替が便利です

市税などの納付方法を口座振替にすると、税金が自動的に納付されるので、納め忘れがなく便利で安心です。

口座振替の手続きは、預金通帳と通帳届出印を持って、各金融機関の窓口へお申し込みください。

申し込みをした翌月の末日から口座振替ができます。

■取扱金融機関

伊予銀行、周桑農業協同組合、西条市農業協同組合、愛媛銀行、東予信用金庫、広島銀行、愛媛信用金庫、香川銀行、百十四銀行、四国労働金庫、日本郵政公社

■問合せ

市庁舎本館納税課
納税第2係（内線2286）

税務署をかたった振り込み請求などにご注意ください

税務署をかたり、「滞納している税金を振り込み」と電話をしてくる事例が四国各県で発生しています。

電話の内容は、「所得税が滞納となっております2万円を今すぐ振り込み。振り込まないのであれば今から集金に行く」などとなっています。

税務署から納税者の方へ問い合わせをする場合は、必ず所属・氏名を名のります。

また、特定の預貯金口座への振り込みでの納付は、受け付けていません。

心当たりのない税金の振り込み請求など、税務署をかたる不審な連絡があった場合は、必ず税務署へお問い合わせください。

■問合せ 伊予西条税務署
TEL0897-56-3290